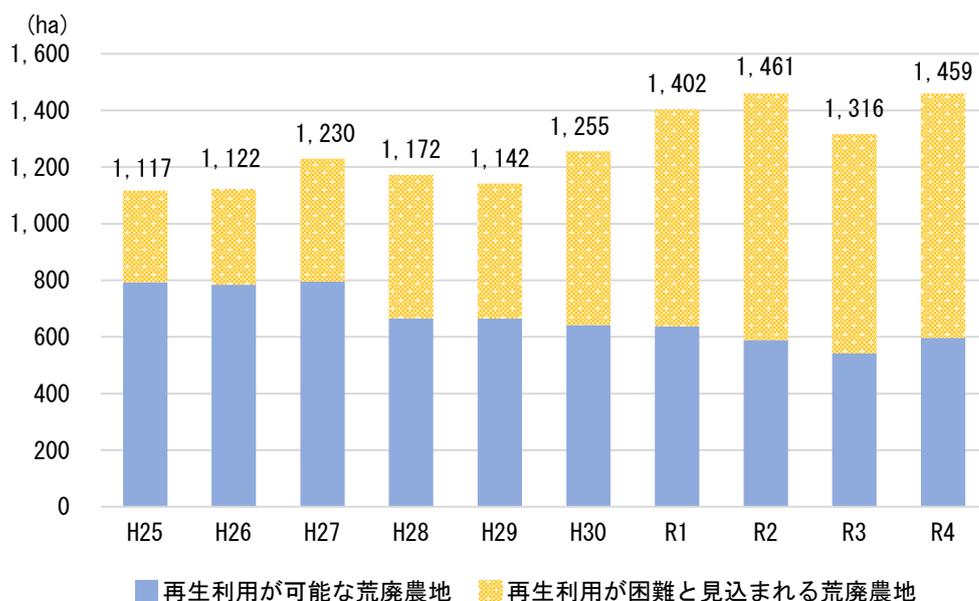


テーマ5 荒廃農地の増加

ア 土地利用の問題点

- ・県内では、荒廃農地が増加しており（図表 2-5-1）、各地で様々な外部不経済を引き起こしています。
- ・農家別の荒廃農地の推移をみると、土地持ち非農家の荒廃面積が大きくなっていますが、自給的農家や販売農家の荒廃農地も一定の面積で推移しており（図表 2-5-2、図表 2-5-3）、農業に取り組む世帯の農地の荒廃が進んでおり、問題が深刻化しつつあります。

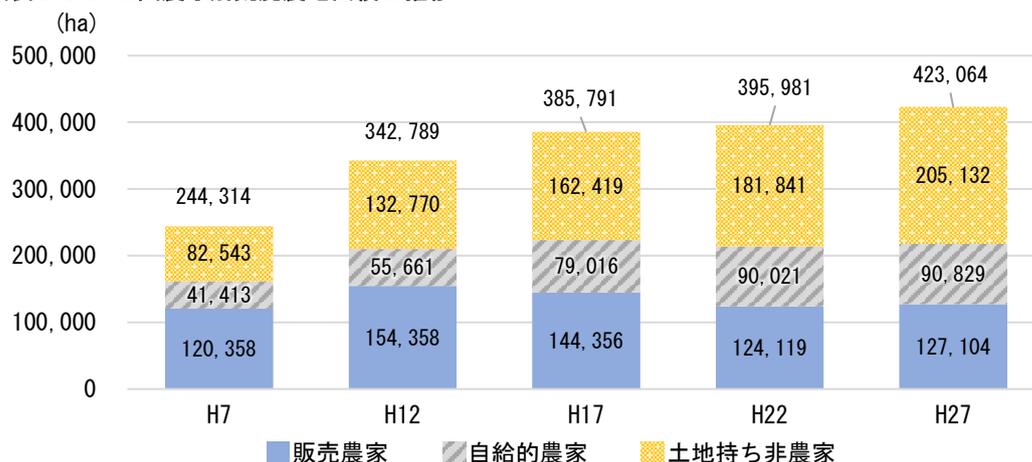
◆図表 2-5-1 奈良県荒廃農地面積の推移（再掲）



注) 令和2年までは年計、令和3年以降は年度計
 平成30年～令和2年は、荒廃農地の各面積：各年11月30日現在
 令和3年は、荒廃農地の各面積：令和4年3月30日現在
 令和4年は、荒廃農地の各面積：令和5年3月31日現在

資料：農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果等」（各年）

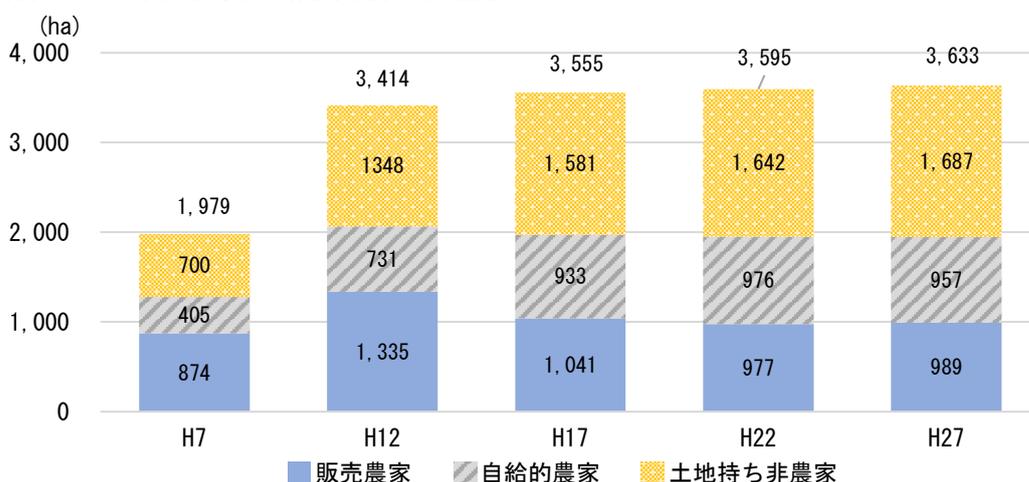
◆図表 2-5-2 全国農家別荒廃農地面積の推移



注1) 平成7年及び平成12年は、「自給的農家」の項目がないため、耕作放棄地の総面積—(販売農家+土地持ち非農家)より算出している
 注2) 耕作放棄地面積は、農家の申告による主観ベースの数値であり、平成20年より農業委員会による客観ベースの荒廃農地の把握が行われていることから、2020年農林業センサスからは耕作放棄地を把握する項目が廃止されている

資料: 農林水産省「農林業センサス累年統計 - 農業編 (明治37年~令和2年)」

◆図表 2-5-3 奈良県農家別耕作放棄地面積の推移



注1) 平成7年及び平成12年は、「自給的農家」の項目がないため、耕作放棄地の総面積—(販売農家+土地持ち非農家)より算出している
 注2) 耕作放棄地面積は、農家の申告による主観ベースの数値であり、平成20年より農業委員会による客観ベースの荒廃農地の把握が行われていることから、2020年農林業センサスからは耕作放棄地を把握する項目が廃止されている

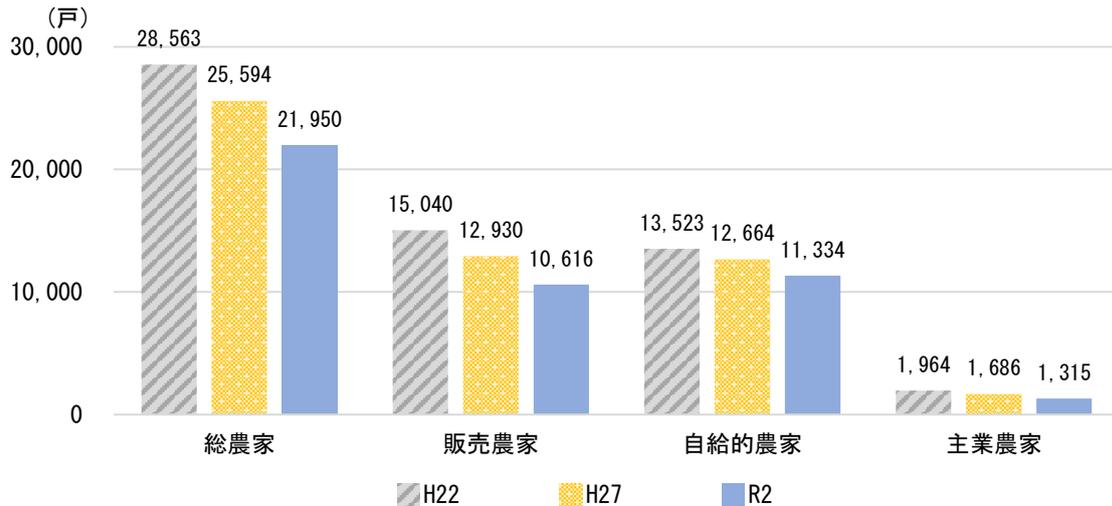
資料: 農林水産省「農林業センサス累年統計 - 農業編 (明治37年~令和2年)」

- ・平成28年には、奈良県が農林水産省へ提案した耕作放棄地への課税を強化する税制が改正されました。

イ 要因

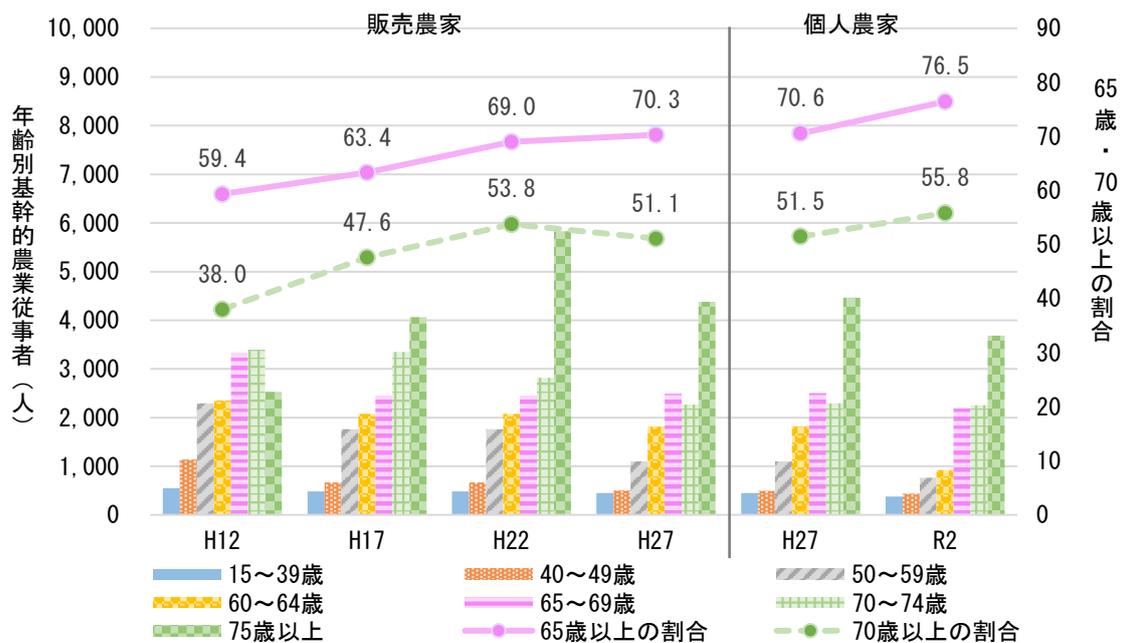
- ・荒廃農地は、営農者の高齢化や後継者不足により、担い手が不在になっていることが要因の一つとなっています。
- ・奈良県の農家戸数の推移をみると、販売農家、自給的農家、主業農家いずれも減少の傾向が続いており、総農家戸数は平成22年で28,563戸、令和2年は21,950戸となっており、10年で約6,600戸(約22%)減少しています(図表2-5-4)。
- ・農業従事者の高齢化も進展しており、65歳以上の担い手の割合について、平成17年では63.4%(販売農家)、令和2年には76.5%(個人農家)となっており、15年間で10%以上高くなっています(図表2-5-5)。

◆図表 2-5-4 奈良県農家戸数の推移



資料：奈良県「2023年度（令和5年度）奈良県食と農の概要」

◆図表 2-5-5 奈良県基幹的農業従事者の年代別推移



注1) 農業就業人口のうち、ふだん仕事として自営農業に従事した世帯員数

注2) 平成22年までは販売農家が対象、令和2年以降は個人農家が対象、平成27年は両データを掲載している

資料：農林水産省「農林業センサス累年統計」を元に作成

ウ 社会的影響

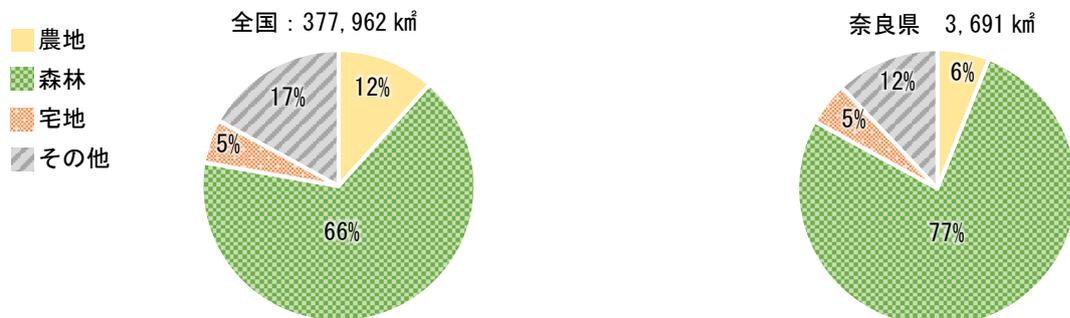
- ・ 荒廃農地は、病害虫の温床になるほか、鳥獣被害の拡大、雑草木の繁茂による火災、水利施設への支障等、周辺農地の営農活動に影響を及ぼす要因となっています。
- ・ また、草木類の繁茂により、見通しが悪くなることで不法投棄を誘発したり、荒廃した農地の景色は景観悪化にもつながっています。

テーマ6 農業生産力の維持

ア 土地利用の問題点

- ・ 県土の面積は約 3,691 km² となっていますが、農地は約 6.0% (約 221 km²) となっており、奈良県は農地そのものが少ない地域となっています (図表 2-6-1)。

◆図表 2-6-1 全国・奈良県地域別土地利用現況

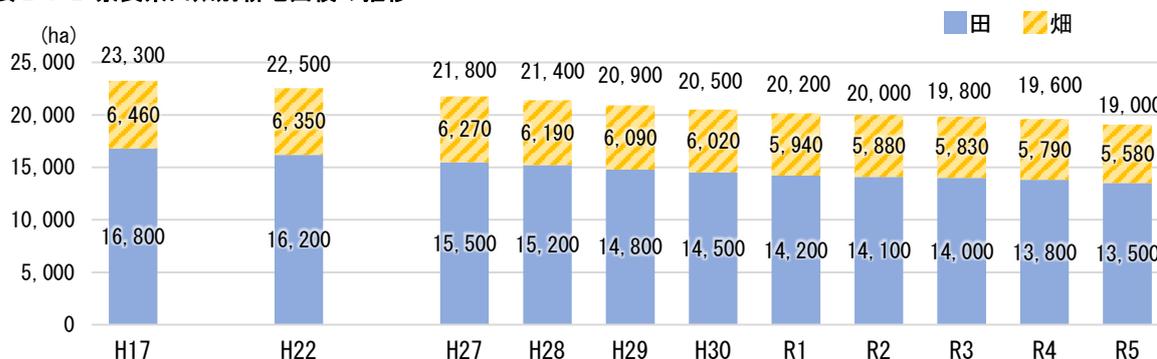


注) 全国面積は、国土地理院のこれまでに公表した面積調 (平成 25 年時点のもの)。

資料：国土交通省「国土の利用区分面積」(平成 25 年)
奈良県「統計から知る奈良 Vol. 22」(平成 25 年)

- ・ 一方で農地の転用や耕作放棄等によって農地が原野化した場合など、田畑の減少傾向が続いています (図表 2-6-2)。
- ・ 荒廃農地の面積は増加の傾向がみられ、奈良県の荒廃農地率は全国値よりも高くなっています (図表 2-6-3)。

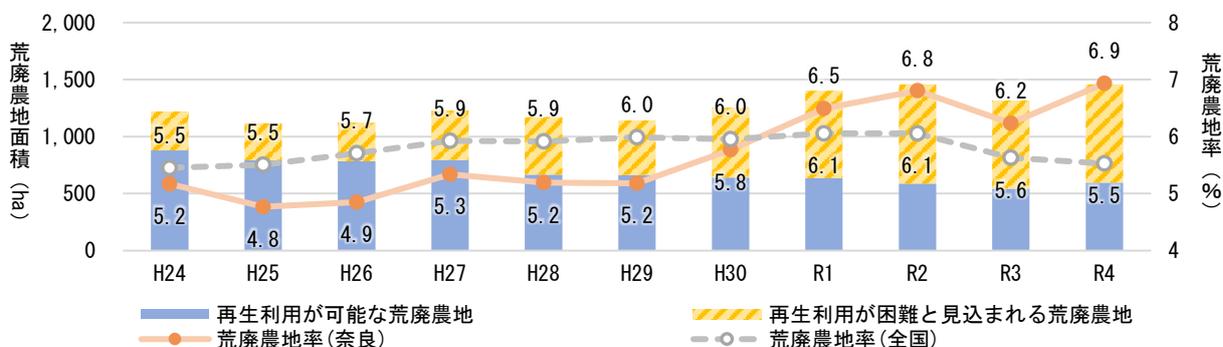
◆図表 2-6-2 奈良県田畑別耕地面積の推移



注 1) 農林水産省「作物統計調査」データ
注 2) 田畑別の耕地面積と合計値は一致しない

資料：奈良県「2023 年度 (令和 5 年度) 奈良県食と農の概要」を元に作成

◆図表 2-6-3 奈良県荒廃農地面積及び全国・奈良県荒廃農地率の推移



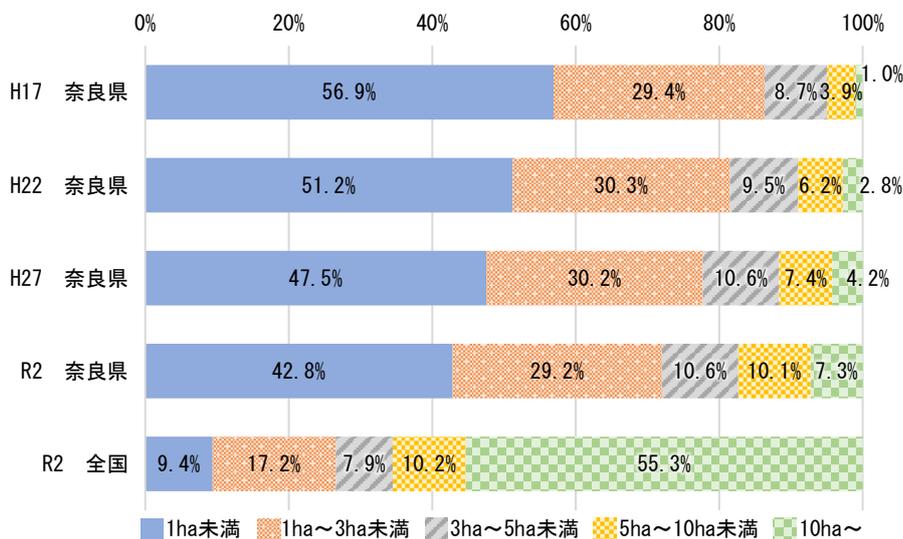
注 1) 「荒廃農地面積 / (耕地面積 + 荒廃農地面積)」により荒廃農地率を算定
注 2) 「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」
注 3) 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」
注 4) 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」

資料：農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」(各年)
「作物統計調査」(各年) を元に作成

イ 要因

- ・奈良県の経営耕地面積について、1ha 未満の小規模農地が多く、農地の所有権が細分化されています（図表 2-6-4）。
- ・田の整備面積と整備率を都道府県別にみると、奈良県はいずれも 41 番目となっており、全国値の中では下位となっています（図表 2-6-6）。

◆図表 2-6-4 全国・奈良県経営耕地面積規模別の経営耕地面積集積割合



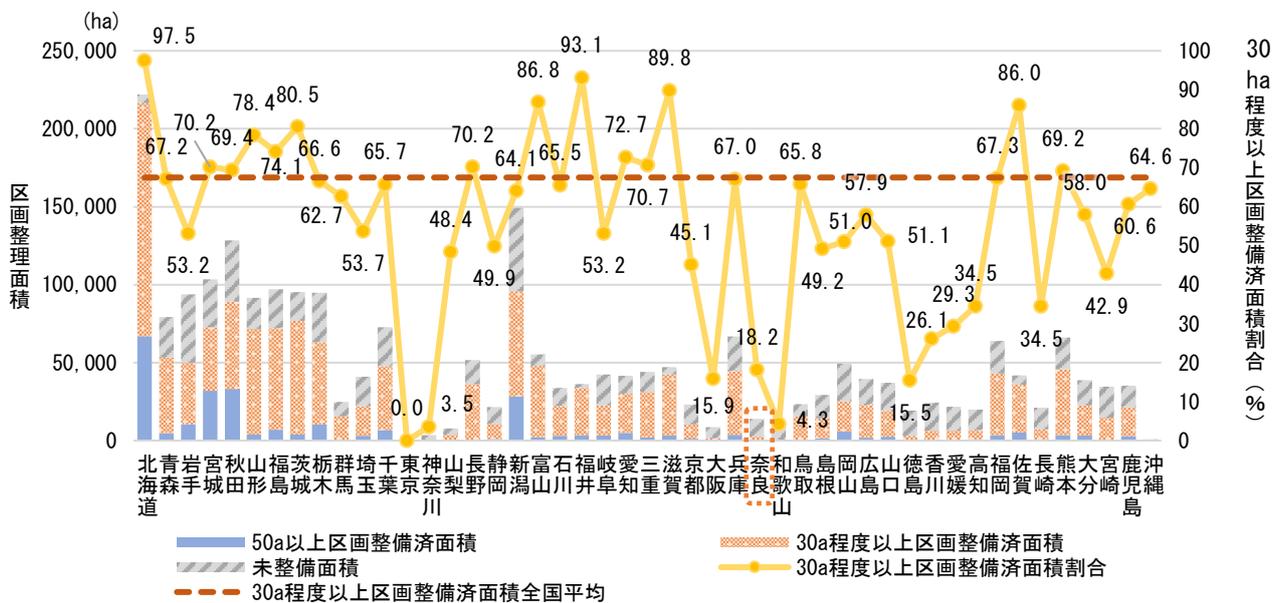
資料：農林水産省「農林業センサス累年統計」（各年）

◆図表 2-6-5 全国・奈良県農業経営体当たりの経営耕地面積

区分	奈良県	全国
平成 22 年	0.86	2.19
平成 27 年	0.89	2.54
令和 2 年	0.97	3.05

資料：奈良県「2020 農林業センサス 農林業経営体調査（確報）奈良県結果」

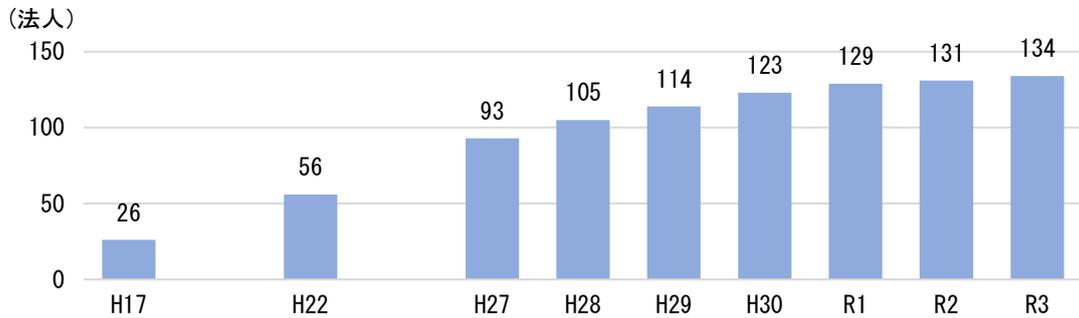
◆図表 2-6-6 都道府県別の田の整備状況（区画の整備状況）



資料：農林水産省「農業生産基盤の整備状況について（令和 3 年 3 月）」

- ・一方、農業法人数は増加の傾向が続いており（図表 2-6-7）、意欲ある担い手の育成や新規就農者の定着を進め、担い手の確保を図っていく必要があります。

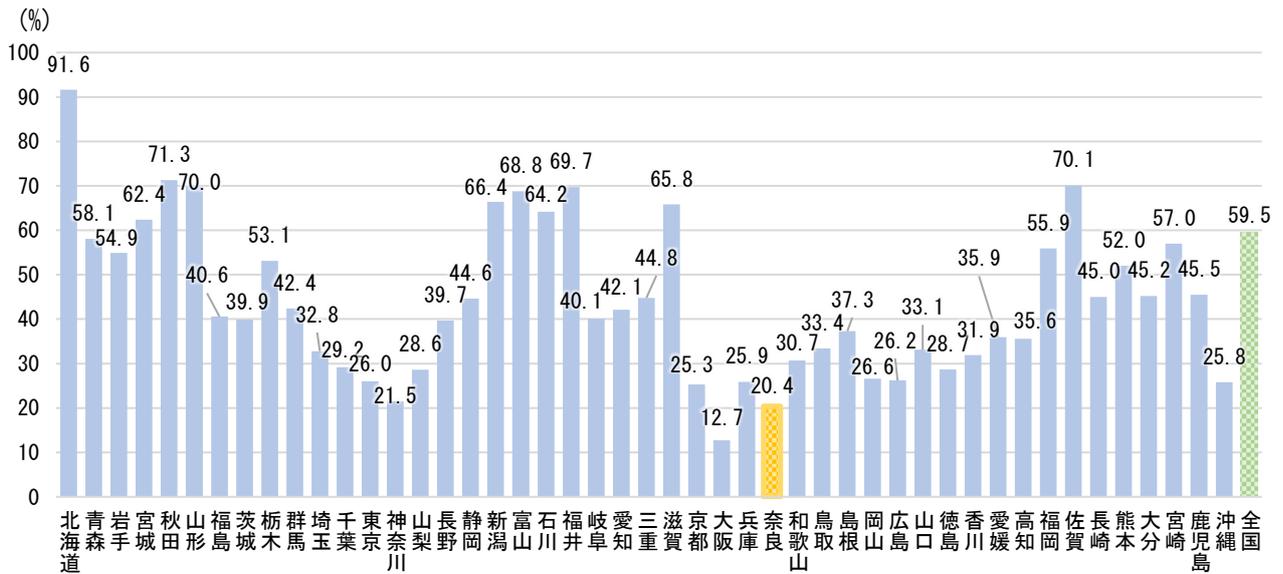
◆図表 2-6-7 奈良県農業法人数の推移



資料：奈良県「2023年度（令和5年度）奈良県食と農の概要」

- ・担い手への農地集積率を都道府県別にみると、奈良県は46番目となっており、全国値の中では下位となっています（図表 2-6-8）。

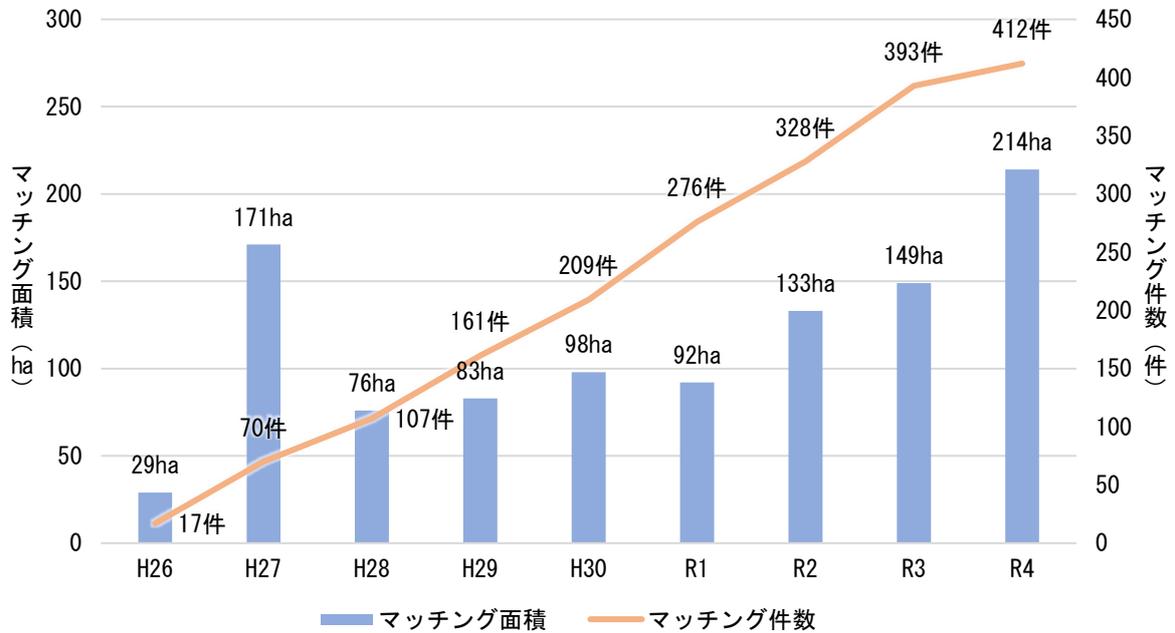
◆図表 2-6-8 都道府県別担い手への農地集積率



資料：農林水産省「各都道府県の農地集積の状況（令和5年3月現在）」

・後継者不足等で耕作が放棄されたり手放される農地が増える中、奈良県の農地中間管理機構「公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター」によって、農地を貸したい「出し手」と農地を借りたい「受け手」のマッチングが進められており（図表 2-6-9）、農地の確保が進んでいる状況がみられます。

◆図表 2-6-9 なら担い手・農地サポートセンター農地マッチング件数（全期間）の推移

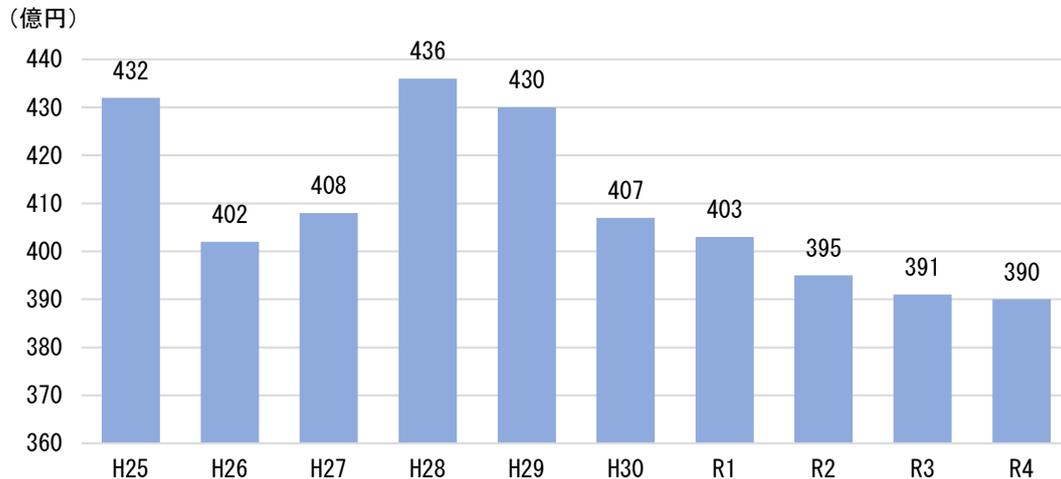


資料：なら担い手・農地サポートセンターHP「農地マッチング実績」

ウ 社会的影響

- ・農業産出額について、近年の動きをみると、減少の傾向が続いており、農業の衰退が懸念されます。奈良県の農業産出額は全国で45位となっており、部門別にみると、水稻収穫量は41位となっていますが、ハウス柿、ダリア球根、二輪ぎく、小ぎく等全国1位の品目もみられます（図表2-6-10、図表2-6-11）。

◆図表2-6-10 奈良県農業産出額の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」
（都道府県別生産農業所得統計累年統計及び令和4年農業産出額及び生産農業所得（都道府県別））

◆図表2-6-11 全国・奈良県の部門別農業産出額及び全国からみた奈良県農産物の地位

総産出額：88,384億円(2021年)

全国	野菜 21,467億円 (24.3%)	米 13,699億円 (15.5%)	果実 9,159億円 (10.4%)	畜産 34,048億円 (38.5%)	花き 3,306億円 (3.7%)	その他 5,912億円
					茶 783億円(0.9%)	

総産出額：391億円(2021年)

奈良県	野菜109億円(27.9%)				米87億円(22.3%)	果実80億円(20.5%)		畜産56億円(14.3%)				花き38億円(9.7%)		茶12億円(3.1%)	その他9億円
	いちご 31(億円)	ほうれんそう 14	なす 11	その他 53		柿 60	その他 20	生乳 30	肉用牛 12	鶏卵 6	その他 8	きく 13	その他 25		

全国から見た奈良県農畜水産物の地位

	奈良県	全国	構成率	順位	備考
農業産出額(億円)	391	88,384	0.4%	45	2021年
水稻収穫量(t)	43,900	7,269,000	0.6%	41	2022年
いちご収穫量(t)	2,340	164,800	1.4%	16	2021年
ほうれんそう収穫量(t)	3,470	210,500	1.6%	17	2021年
なす収穫量(t)	4,740	297,700	1.6%	18	2021年
柿収穫量(t)	28,300	187,900	15.1%	2	2021年
うめ収穫量(t)	1,440	104,600	1.4%	7	2021年
生乳生産量(t)	24,958	7,592,061	0.3%	34	2021年
切り花小ぎく出荷量(千本)	45,100	417,000	10.8%	2	2019年
荒茶生産量(t)	1,642	75,579	2.2%	6	2021年
内水面漁業・養殖業生産額(億円)	9	1,100	0.8%	-	2020年

全国1位の品目
○ハウス柿 (産地：五條市)
○ダリア球根 (産地：宇陀市・山添村)
○二輪ぎく (産地：葛城市)
○小ぎく(夏秋期) (産地：平群町)

資料：奈良県「2023年度(令和5年度)奈良県食と農の概要」

～特定農業振興ゾーン～

- ・奈良県では、農地の有効活用と農業の生産性の向上を図るため、平成30年度から農業振興施策を集中的・優先的に推進する奈良県独自の施策「特定農業振興ゾーン」を設定し、高収益作物への転換や担い手の確保、農地の整備等を集中的に進めています。

◆特定農業振興ゾーンの設定地区

年度	設定地区	農地面積	テーマ
平成 30	広陵町寺戸地区	3.4ha	イチゴ産地の復活
	広陵町百済川向地区	21.8ha	ナスの産地復活、集落営農の組織化
	田原本町法貴寺地区	73.4ha	スイカ採種の規模拡大、イチゴ等の振興
	田原本町八田地区	55.0ha	ナス、トマト、軟弱野菜の規模拡大
	五條市丹原地区	12.4ha	法人と連携した青ネギの導入、集落営農の組織化、法人化
令和 2	宇陀市伊那佐東部地区	51.5ha	軟弱野菜、有機野菜、花き等の生産拡大
令和 3	大和郡山市三橋地区	18.0ha	大和丸なすの振興と次世代への継承、農地利用促進と担い手への集積
	平群町上庄・梨本地区	20.0ha	イチゴ“古都華”の生産拡大、イチゴと小ギクの産地間連携
令和 4	宇陀市大宇陀政始北部	33.9ha	施設軟弱野菜、祝だいこん等の振興

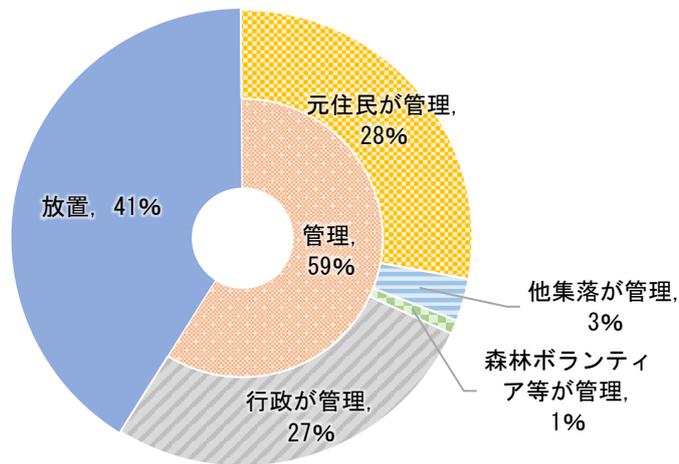
資料：令和5年度版奈良県の農林水産業の概要 農林水産省 HP 都道府県の農林水産業の概要等を編集

テーマ7・8 施業放置林と森林の公的管理

ア 土地利用の問題点

- ・長引く林業の不振、森林管理の担い手の減少等により、人工林の森林整備面積が減り続け、適切に管理されていない森林が多くみられるようになりました。(図表 2-7・8-1、図表 2-7・8-2)

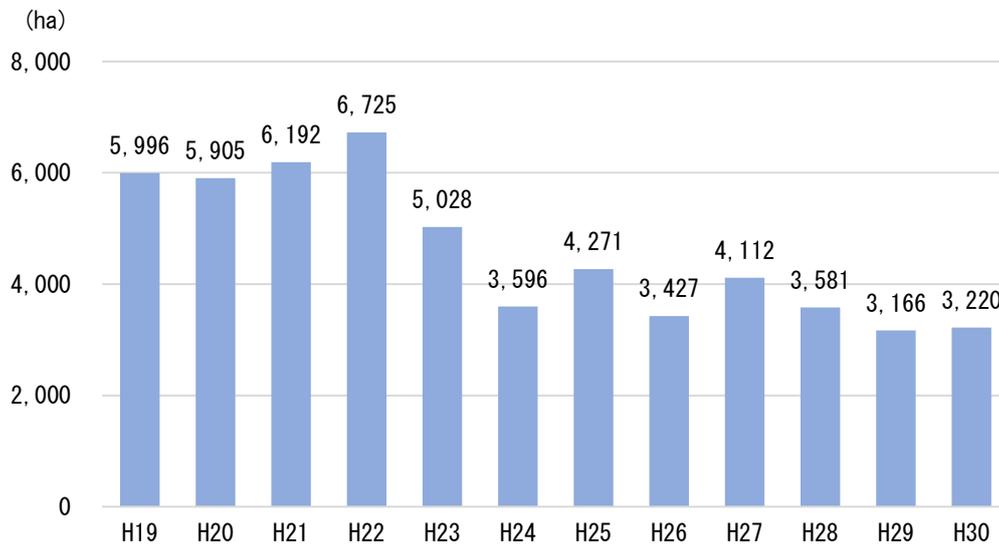
◆図表 2-7-8-1 全国消滅集落跡地における森林の管理状況



※出典は「国土交通省及び総務省「過疎地等条件不利地域における集落の現況把握調査」(平成 28 年 3 月)

資料：奈良県「森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針(令和3年度-令和7年度)」(令和3年)

◆図表 2-7-8-2 奈良県森林整備(間伐)面積の推移



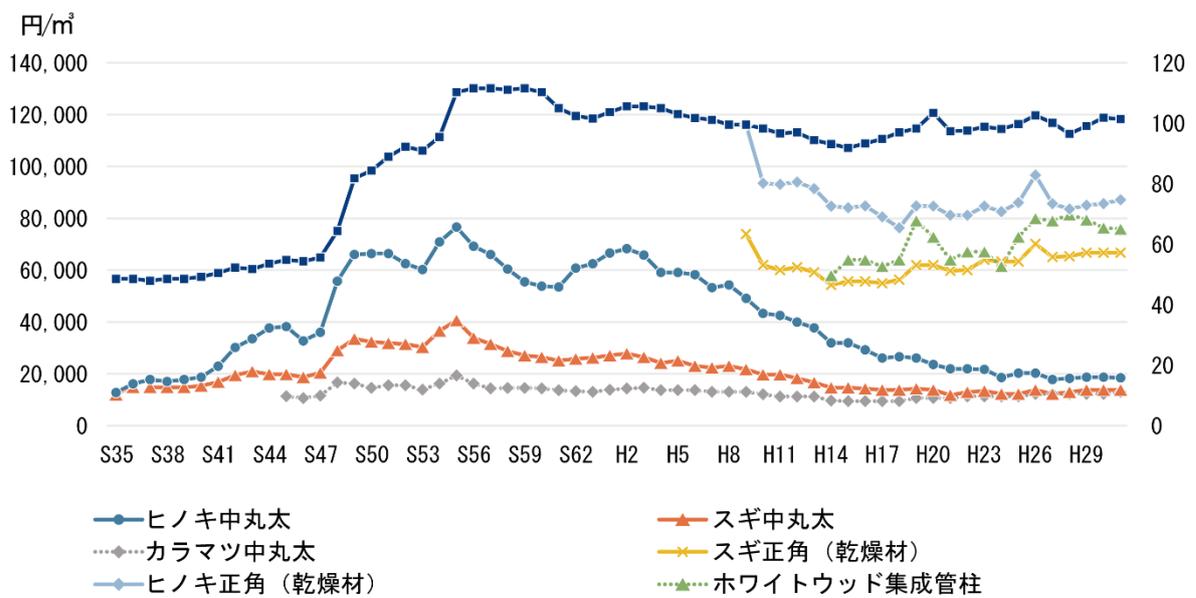
資料：奈良県「森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針(令和3年度-令和7年度)」(令和3年)

- ・森林は公益的機能を有し、県民は森林から多くの恩恵を受けていることから、その機能が持続的かつ高度に発揮されることが望まれます。
- ・しかし、森林を取り巻く状況は、長引く林業の不振、林業就業者の減少と高齢化の進行などから、依然として厳しいものとなっており、森林所有者の林業経営への意欲の低下などから適切に管理されない森林が増加しています。
- ・そのため、森林経営を行う意思のない森林所有者に代わり、公的機関が森林を管理する「森林の公的管理」の必要性が高まっています。
- ・このような状況の中、平成 31 年 4 月に「森林経営管理法」が施行され、「森林環境譲与税」が創設されるなど、森林を公的に管理するための体制整備が進んでいます。

イ 要因

- ・スギ・ヒノキの素材価格は、外国産木材の完全自由化や住宅の建築様式の変化による需要の減少などにより、昭和 55 年をピークに下落してきました。昭和 62 年から住宅需要を中心とする木材需要の増加により若干上昇したものの、平成 3 年からは再び下落し、近年は、ほぼ横ばいで推移しています。(図表 2-7・8-3)

◆図表 2-7-8-3 木材価格の動向

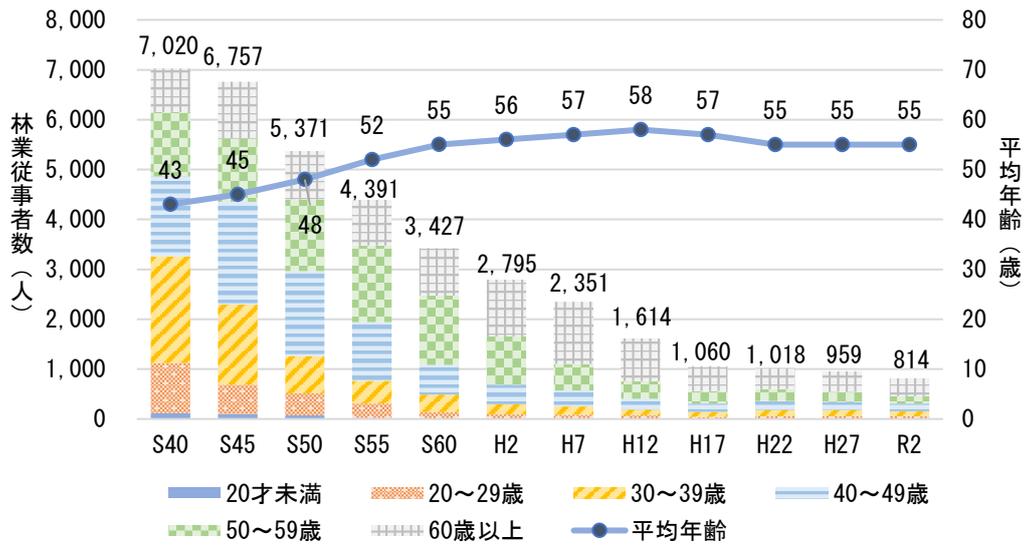


※出典は農林水産省「木材需給報告書(令和元年)」、
日本銀行「企業物価指数」

資料：奈良県「森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針(令和3年度-令和7年度)」(令和3年)

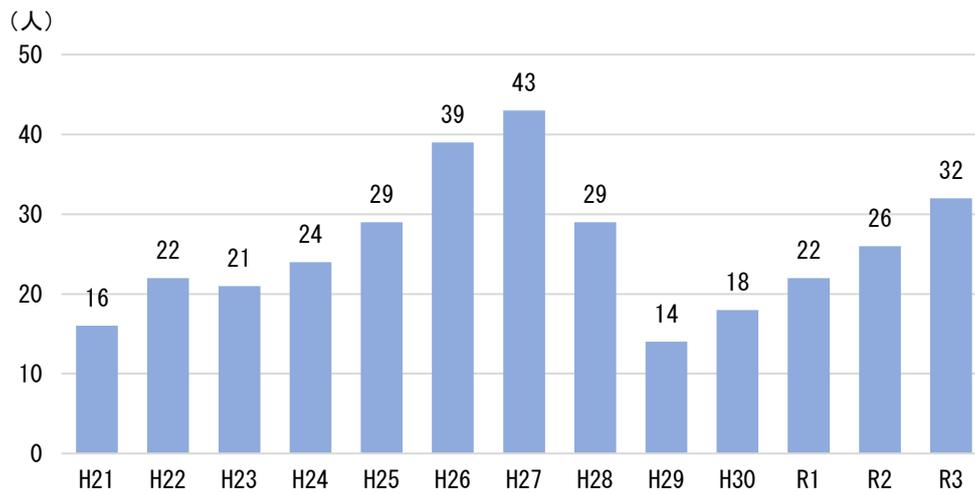
- ・県内の林業就業者数は、昭和 40 年度には 7,020 人でしたが、その後減少が続き、平成 27 年度には 1,000 人を割り込み 959 人となりました。また、林業就業者の平均年齢は、昭和 40 年度は 43 才でしたが、その後高齢化が進み、平成 12 年度には 58 才となりました。その後はやや若返り、平成 27 年度は 55 才となっています。60 才以上の林業就業者の割合は、最も割合が高かった平成 12 年度は 53% で平成 27 年度は 43% となっています。(図表 2-7・8-4)
- ・県内の新規就業者数は、平成 21 年度以降増加傾向にあり、平成 27 年度には 43 人になりましたが、平成 29 年度には 14 人に減少しました。直近の令和元年度には 22 人になっており、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間では、年平均約 25 人となっています。(図表 2-7・8-5)

◆図表 2-7-8-4 林業就業者と平均年齢



資料：奈良県「令和3年度 奈良県林業統計」

◆図表 2-7-8-5 奈良県新規就業者数の推移

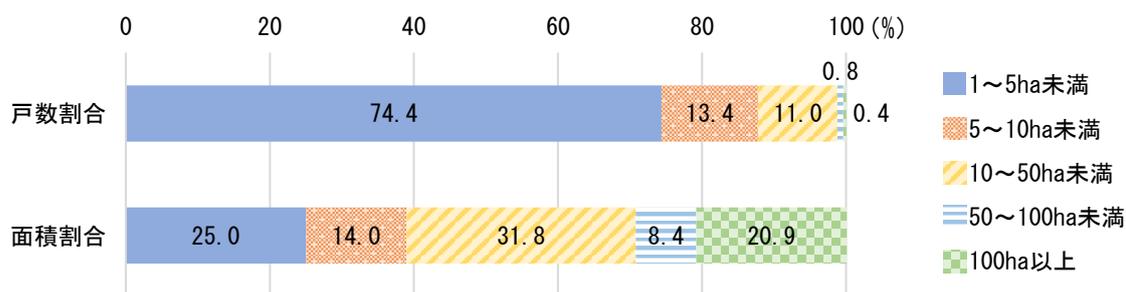


資料：奈良県「令和5年度奈良県森林施策の概要」

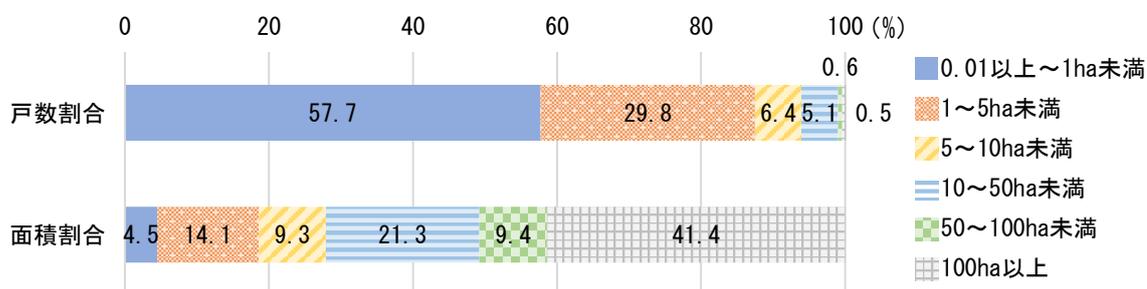
- ・奈良県における森林所有形態は、小規模経営（5ha未満）の林家が87.5%を占めており、森林の所在する市町村の他に居住する不在村者の割合も高くなっています。このようなことから、森林所有者の特定ができていない、所有境界が不明確な森林が多く存在しています。また、小規模な所有形態は、林業の基盤となる路網整備が遅れたり、伐採搬出作業が非効率となることから、集約化が必要です。（図表 2-7・8-6）

◆図表 2-7-8-6 全国・奈良県森林所有形態

全国（平成 27 年）



奈良県（平成 30 年）



資料：奈良県「森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針（令和 3 年度-令和 7 年度）（令和 3 年）」

- ・関連して、持続的な森林経営を確保していく森林経営計画制度が平成 24 年に創設され、運用が続けられています。この計画は、一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としており、県内の森林所有者等により策定が進められています。
- ・奈良県の森林経営計画の策定率は令和 3 年で 8% となっており、「奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針（令和 3 年度—令和 7 年度）」では、令和 7 年度の目標値を 16% と定めており、今後、県内市町村で計画策定が進むよう、支援に努めています。（図表 2-7・8-7）

◆図表 2-7-8-7 市町村別森林経営計画の策定状況（令和3年度）

	件数(件)	面積(ha)	
大和・木津川森林計画区	奈良市	1(2)	70
	大和高田市		
	大和郡山市		
	天理市	(1)	26
	橿原市		
	桜井市	1(1)	35
	御所市	1	90
	生駒市		
	香芝市		
	葛城市	(1)	4
	平群町		
	三郷町		
	斑鳩町		
	安堵町		
	川西町		
	三宅町		
	田原本町		
	高取町		
	明日香村	1	38
	上牧町	(1)	
	王寺町		
	広陵町		
	河合町		
	宇陀市	8(5)	1,326
	山添村		
	曾爾村	3(1)	263
御杖村	2(2)	78	
計	17(14)	1,930	

	件数(件)	面積(ha)	
吉野森林計画区	五條市	14(5)	1,616
	吉野町	3(4)	313
	大淀町	(4)	11
	下市町	3(2)	399
	黒滝村	4(2)	608
	川上村	2(8)	5,338
	東吉野村	6(6)	1,032
	計	32(31)	9,317
北山・十津川森林計画区	上北山村	4(5)	1,460
	下北山村	1(1)	501
	十津川村	24(2)	9,055
	天川村	2(8)	1,432
	野迫川村	2(3)	730
	計	33(19)	13,178
計合	82(64)	24,425	

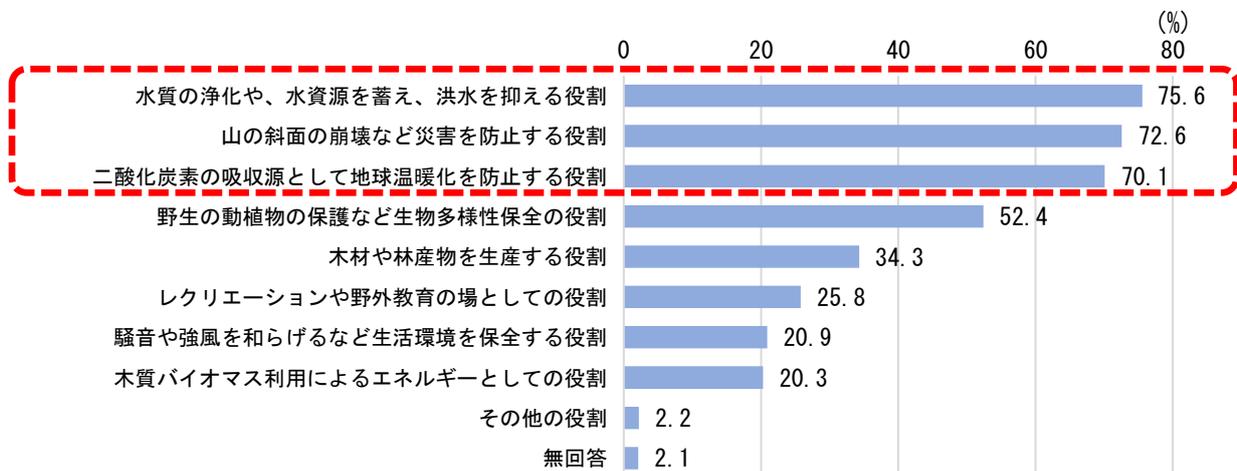
注1) 市町村業務報告及び県取扱いの森林経営計画関係資料による
 注2) 累計は、令和4年4月1日現在有効である森林経営計画面積を計上
 注3) 件数において()で記載しているものは、農林水産大臣認定又は、知事認定で外数であり、2以上の市町村の範囲で認定されているため内訳と計は一致しない

資料：奈良県「令和3年度 奈良県林業統計」

ウ 社会的影響

- ・森林は、水源のかん養、山地災害の防止、土壌の保全、生物多様性の保全など公益的な機能を持っています。
- ・県北部低地には照葉樹林・落葉樹林、南部吉野山地の低山部にはスギ・ヒノキの人工林、高山部には温帯性落葉広葉樹林、亜高山帯針葉樹林といったように、県内には多様な森林が存在し、これらの森林の持つ公益的機能は県民の生活・経済にとってなくてはならないものとなっています。
- ・奈良県森林環境税県民等意識調査（令和元年度実施）では、森林に対して期待する役割の上位に「洪水を抑える役割」、「崩壊等の災害を防止する役割」、「二酸化炭素の吸収源として地球温暖化を防止する役割」が入っています。（図表 2-7・8-8）

◆図表 2-7-8-8 奈良県民が森林に期待する役割



資料：県民意識調査（令和元年）

- ・人工林がこのまま管理されない状態が続くと、樹幹が閉鎖し土壤に光が届かなくなることで下層植生が衰退するほか、幹の細長いいわゆるモヤシ状の森林となり、森林の持つ公益的機能が低下することになります。
- ・森林には国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給などの多面的な機能（森林の多面的機能）があります。

～森林の四機能～

- ・奈良県では、森林環境の向上に関する施策を総合的かつ体系的に推進するため、4つに区分しています。

<p>森林資源生産機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物質生産機能 木材 食糧、肥料、薬品その他の工業原料 緑化材料、観賞用植物、工芸材料 ○水源涵養機能 水質浄化 ○地球環境保全機能 地球温暖化の緩和 	<p>防災機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害防止機能/土壤保全機能 表面浸食防止、表層崩壊防止 その他の土砂災害防止 土砂流出防止 土壤保全（森林の生産力維持） その他の自然災害防止機能 ○水源涵養機能 洪水緩和、水資源貯留、水量調節
<p>生物多様性保全機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性保全機能 遺伝子保全、生物種保全、生態系保全 ○地球環境保全機能 地球気候システムの安定化 ○快適環境形成機能 気候緩和、大気浄化 快適生活環境形成 	<p>レクリエーション機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健・レクリエーション機能 療養、保養、レクリエーション ○文化機能 景観（ランドスケープ）・風致 学習・教育、芸術 宗教・祭礼、伝統文化 地域の多様性維持（風土形成）

資料：奈良県 HP「森林の公益的機能」より抜粋

～奈良県フォレスター～

- ・県では、令和2年3月に制定した「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」において、目指すべき森林（恒続林・適正人工林・自然林・天然林）への誘導、森林環境の維持向上に関する技術・知識の普及指導、森林の巡視等の業務を担う専門的な県職員を「奈良県フォレスター」と位置づけています。
- ・フォレスターアカデミーにおいて2年間の専門教育を受けた県職員を、同一市町村に長期間派遣する制度を令和4年度に整え、令和5年度から、受入要望のあった市町村へ「奈良県フォレスター」を派遣する取組を開始しました。
- ・令和5年度は、五條市、吉野町、黒滝村、野迫川村、十津川村、川上村、東吉野村の7市町村に、令和6年度は、御所市、山添村の2市町村に奈良県フォレスターを一名ずつ派遣しています。
- ・候補生の採用から市町村への派遣までの手順は下記のとおり。
 - (1) 奈良県フォレスターの候補生となる県職員（森林管理職）を採用
 - (2) 上記(1)をフォレスターアカデミーにおいて2年間修行させる
 - (3) 奈良県フォレスター派遣予定の市町村から伐採届の事務を受託
(県・市町村の議会承認が必要)
 - (4) 職員の派遣に関する協定等を派遣予定市町村と締結
 - (5) フォレスターアカデミー卒業後、「奈良県フォレスター」の辞令を交付して市町村へ派遣
- ・市町村に派遣された「奈良県フォレスター」は、県職員と市町村職員の身分を併任しており、県が市町村から受託した伐採届業務を県職員の身分で行い、市町村森林整備計画の推進関係業務及び施業放置林整備関係業務を市町村職員の身分で行います。
- ・現在、フォレスターアカデミーには、森林管理職が11名（令和6年度卒業見込み者：6名、令和7年度卒業見込み者：5名）在籍しており、令和7年度以降も引き続き、市町村の受入要望に応じて「奈良県フォレスター」の育成及び派遣を行っていきます。

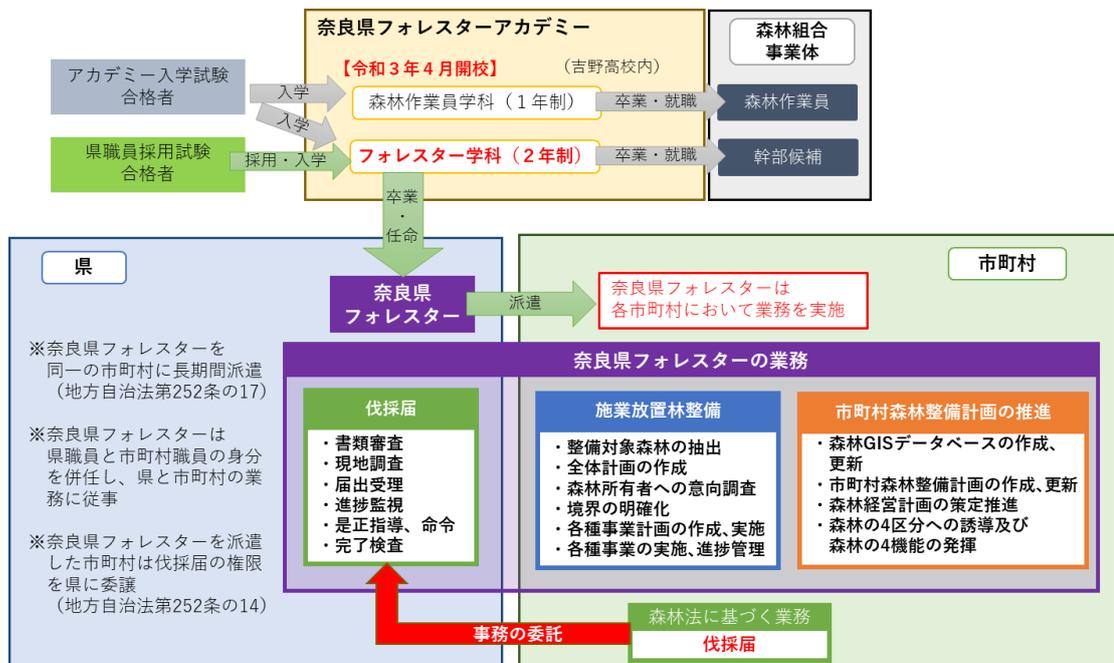


図 派遣までの流れ及び奈良県フォレスターの業務

資料：奈良県 HP「奈良県フォレスターの市町村配置」

～奈良県森林環境税及び国）森林環境贈与税の活用～

- ・これまで、施業放置林整備、里山づくり、森林環境教育等の事業により、一定の成果を得てきましたが、県内には依然多くの施業放置林が存在します。
- ・令和元年度から、国）森林環境譲与税が市町村に譲与されており、事業推進の両輪として、国）森林環境譲与税と県）奈良県森林環境税を組み合わせ取り組んでいます。
- ・森林環境税を活かし、施業放置林の解消のための「混交林誘導整備」、人材養成のための「奈良県フォレスターアカデミー運営」に新たに取り組んでいるほか、従来から実施してきた「森林環境教育の推進」、「森林生態系の保全」については、市町村域を超えた広域的な事業を継続実施しています。

テーマ9 歴史的・自然的景観の維持

ア 土地利用の問題点

- ・奈良県は、大和野を囲む「青垣」の山々や緑豊かな山地等の自然的景観や、多くの古墳・寺社をはじめ、近世に発達した城下町や寺内町等の歴史的な市街地、中世以来の環濠集落等の農業集落等、歴史的な景観等の特性を有しています。
- ・歴史的風土が残されている地区周辺の農地や樹林地等について、資材置き場・トラックヤード・青空駐車場・太陽光発電施設等の設置もみられ（図表 2-9-1）、奈良県の特徴ともいえる歴史的・自然的景観に影響を与えている箇所もあると考えられます。

◆図表 2-9-1 奈良県歴史的風土保存区域や周辺の土地利用の推移及び太陽光発電施設の設置状況

○ケース 1

(昭和 36～昭和 44 年)



(令和 3 年)



○ケース 2

(昭和 36～昭和 44 年)



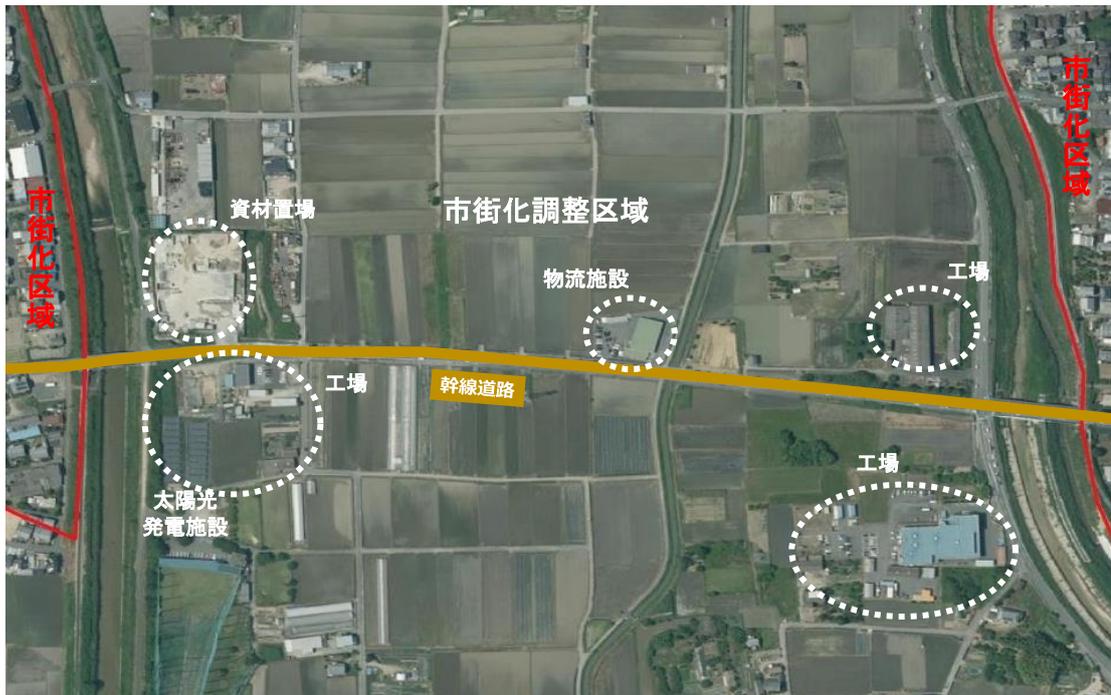
(令和 3 年)



資料：国土地理院地図「年度別写真（1961年～1969年）、「全国最新写真（2021年5月～7月撮影）」を元に作成

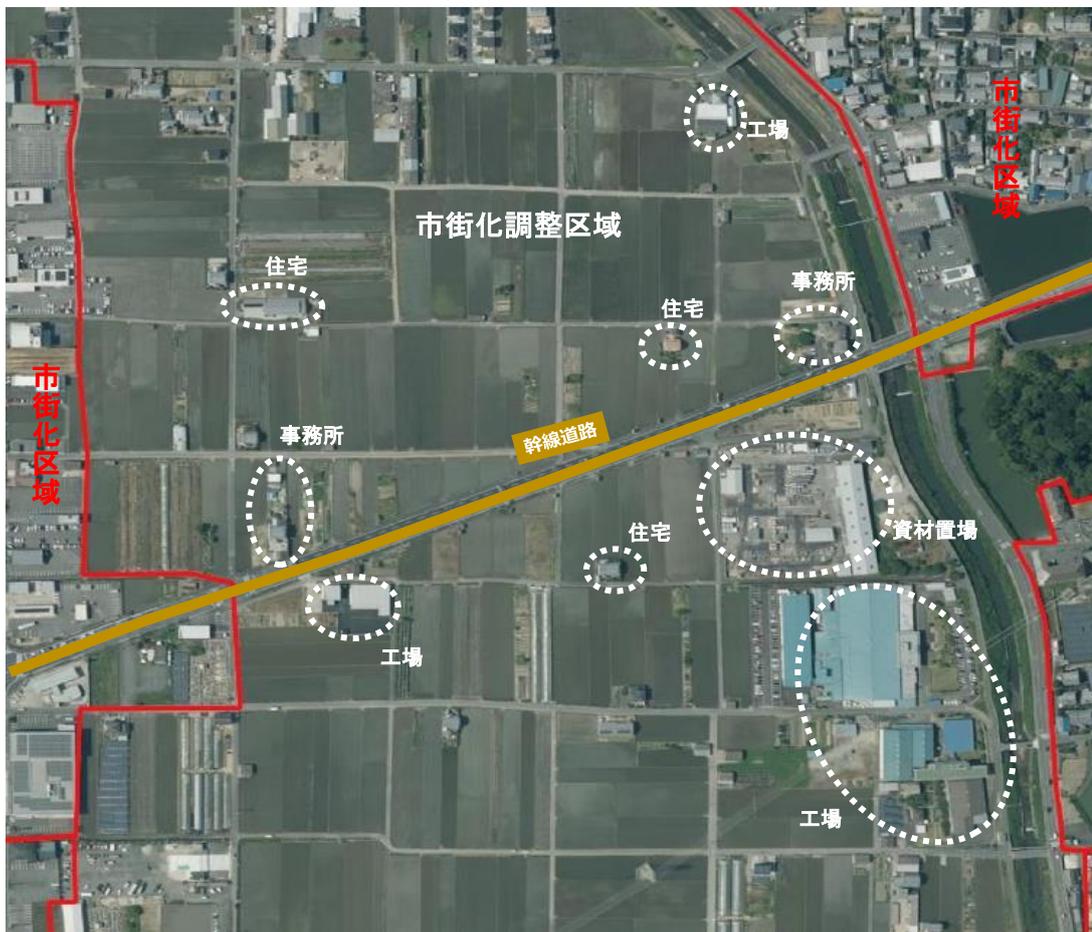
- ・平野部の幹線道路において、土地活用の利便性から、資材置き場、工場、住宅等への転用もみられ（図表 2-9-2、図表 2-9-3）、土地利用の調和に影響を与えている箇所もみられます。

◆図表 2-9-2 奈良県幹線道路沿道の市街化調整区域での開発状況（ケース 1）



資料：国土地理院地図「全国最新写真（2021年5月～7月撮影）」を元に作成

◆図表 2-9-3 奈良県幹線道路沿道の市街化調整区域での開発状況（ケース 2）



資料：国土地理院地図「全国最新写真（2021年5月～7月撮影）」を元に作成

イ 要因

- ・土地利用について、行政はどのようなことに力を入れるべきかをたずねた県民 Web アンケートでは、空き地や耕作放棄地など未利用地の有効活用、防災や安全に配慮したまちづくりについては、回答率が50%を超えています。景観面を重視したまちづくりについては回答率が低くなっており（図表 2-9-4）、土地利用上、景観等の価値について県民の意識が高くないと考えられます。

◆図表 2-9-4 土地利用について、行政はどのようなことに力を入れるべきか（奈良県）

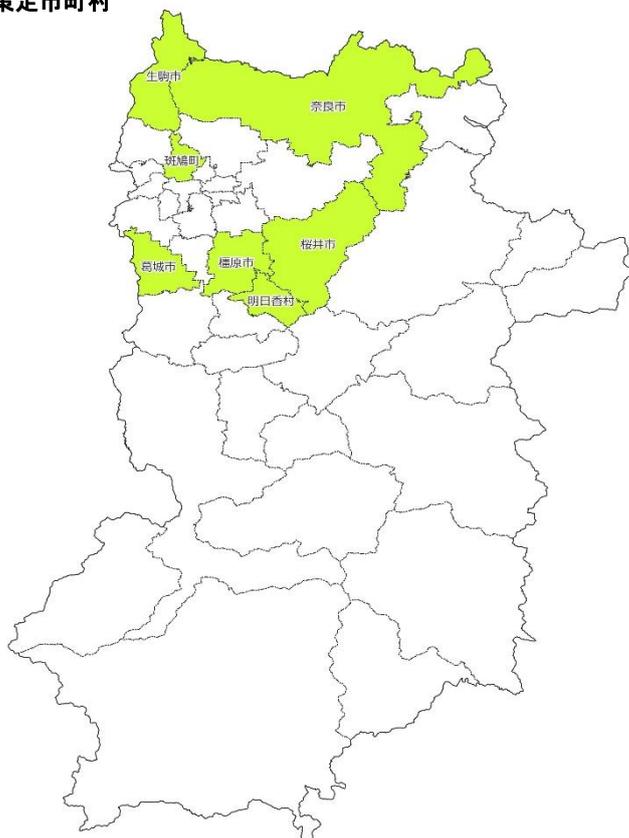


資料：奈良県「令和2年度県民Webアンケート」第3回土地利用に関する県民意識について」

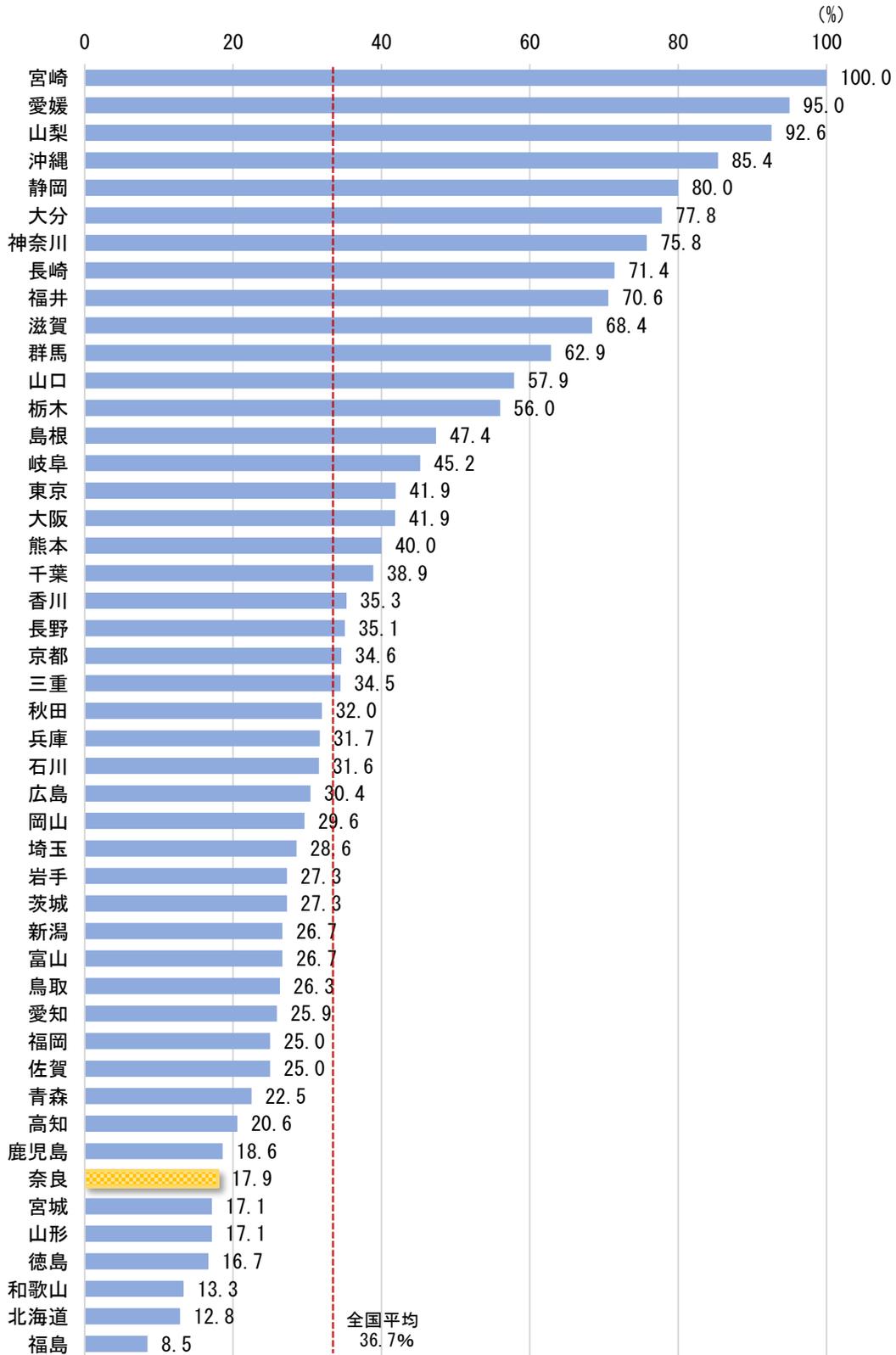
- ・一方、県内自治体で景観計画を策定している市町村は7市町村（令和5年現在）にとどまっております（図表 2-9-5）、県内全市町村に対して、景観計画を策定している市町村の割合は17.9%と低い水準となっています。全国市町村の景観計画策定の割合は36.4%となっており、都道府県別にみると、奈良県は41番目となっており（図表 2-9-6）、全国値の中では下位となっています。

◆図表 2-9-5 奈良県内の景観計画策定市町村

- ・奈良市
- ・生駒市
- ・桜井市
- ・橿原市
- ・葛城市
- ・斑鳩町
- ・明日香村



◆図表 2-9-6 都道府県別景観計画策定市町村の比率



資料：国土交通省「景観法の施行状況」
 ※令和5年3月31日時点
 ※全国の自治体数は、e-Statの「市区町村数をしらべる」

ウ 社会的影響

- ・歴史文化遺産とそれらと一体をなす歴史的風土と豊かな自然環境に恵まれた奈良県においては、奈良県の個性豊かな景観が県民の心を豊かにし、これらの景観を体験するために、国内外から多くの人が奈良県を訪れており、これらの歴史的・自然的景観が損なわれることで、観光資源の喪失、さらには歴史的風土の喪失につながることを懸念されます。

～「奈良県景観資産」登録の取組～

- ・奈良県では、奈良県景観条例第 20 条に基づき、平成 23 年度から平成 28 年度までに、県内で特に優れた景観をテーマに、「奈良県景観資産」を一般公募し、県内 39 市町村で 161 点を登録しました。
- ・平成 30 年からは、「奈良県景観資産 NaraLandscapeHeritage」として、Instagram で景観資産の最新の写真を発信し広く来訪を促すとともに、来訪者による Instagram 上での写真の発信が可能となっており、ハッシュタグを通じて発信された景観資産の写真は、奈良県への来訪の促進や奈良県の優れた景観の PR、さらには景観に対する意識向上等の効果が期待されます。



資料：奈良県 HP「奈良県景観資産について」より抜粋

◆奈良県景観資産ロゴマーク

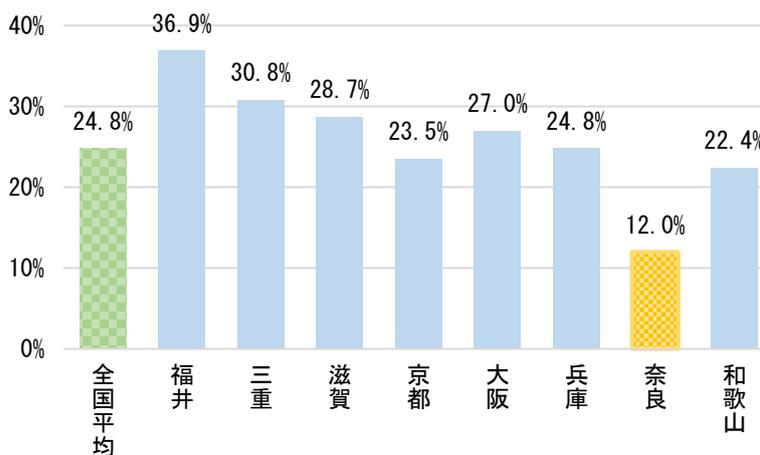


テーマ 10 計画的な産業集積地等の形成

ア 土地利用の問題点

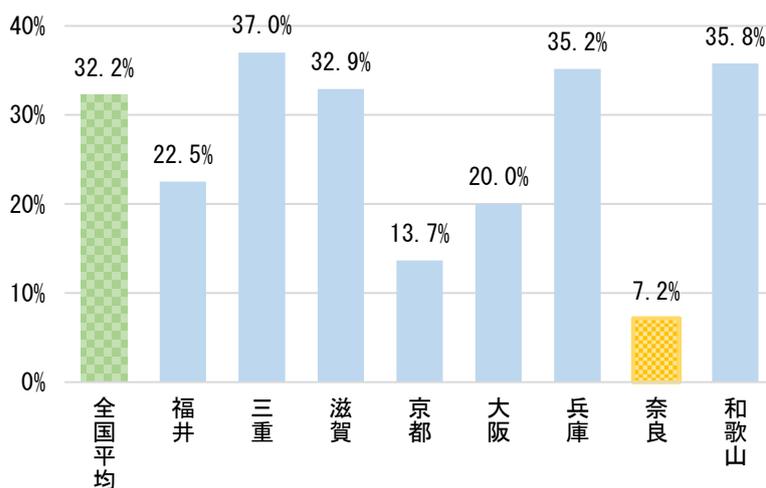
- ・奈良県は他府県と比較し、用途地域に占める工業系の用途地域の面積の割合が少なく（図表 2-10-1）、工場の適地が少ない状況となっています。
- ・工業系用途地域内に占める工業専用地域の面積の割合も少なく（図表 2-10-2）、大規模工場の立地が可能なまとまった工業用地が少なくなっています。
- ・また、企業ニーズが高いと考えられる平野部のインターチェンジ周辺等についても工業用地が少なく（図表 2-10-3）、工業の集積が進みづらい状況がみられます。

◆図表 2-10-1 全国・近畿圏の都道府県用途地域面積に占める工業系用途地域の割合



資料：国土交通省「令和4年都市計画現況調査」

◆図表 2-10-2 全国・近畿圏の都道府県工業系用途地域内の工業専用地域の割合

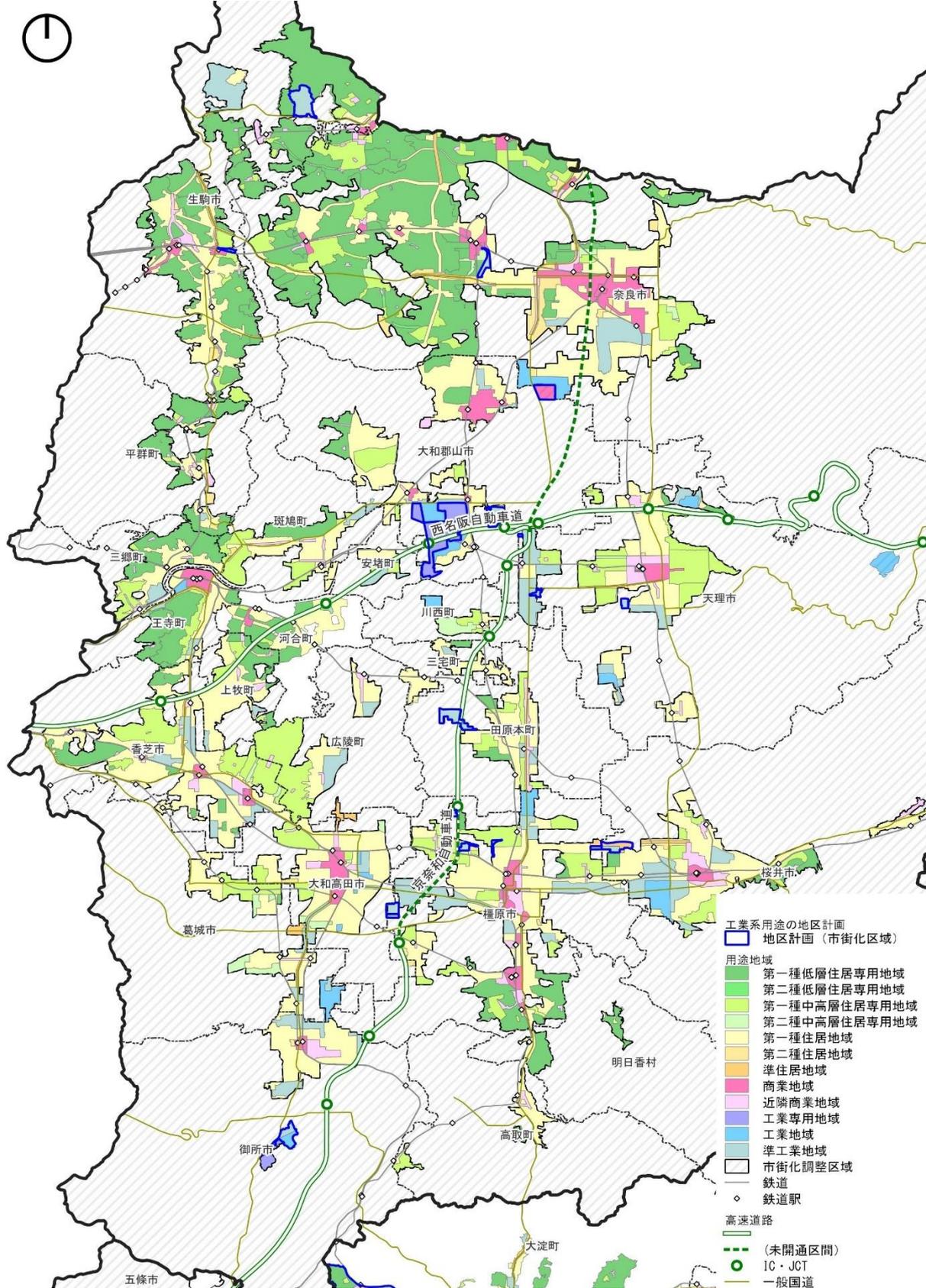


資料：国土交通省「令和4年都市計画現況調査」

イ 要因

- ・京奈和自動車道等や西名阪自動車道といった主要道路網が整備されつつありますが、これまでに交通結節点となる IC 周辺等において計画的な工業集積が進んでおらず（図表 2-10-3）、インフラを十分に活用できていない状況がみられます。

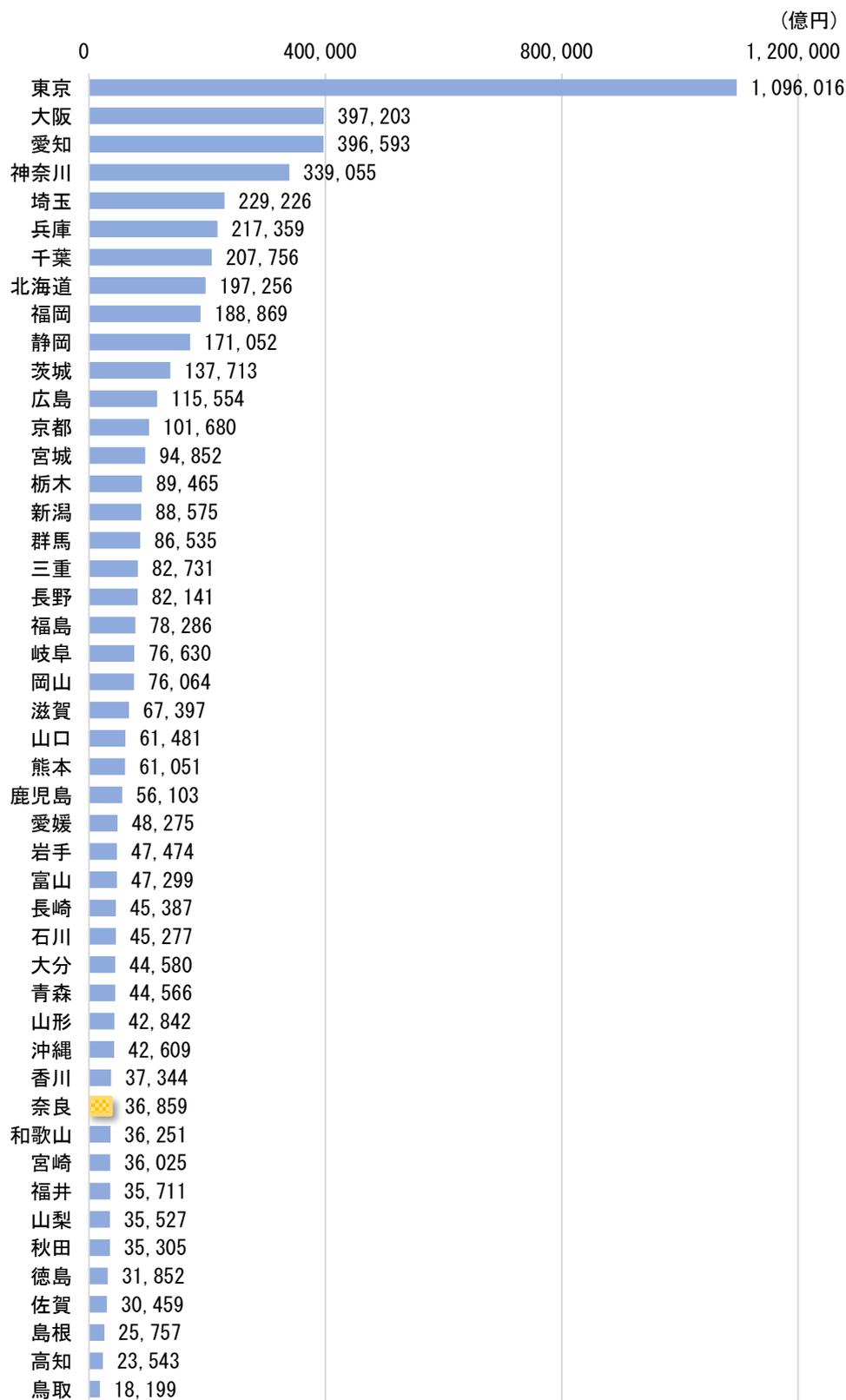
◆図表 2-10-3 奈良県内の工業系用途地域や工業的土地利用を促進する地区計画策定の状況



ウ 社会的影響

- ・ 県内総生産額を都道府県別にみると奈良県は 37 番目で、全国値の中では低位となっており（図表 2-10-4）、産業集積が少ないことも影響していると考えられます。

◆図表 2-10-4 都道府県別県内総生産（令和 2 年度）

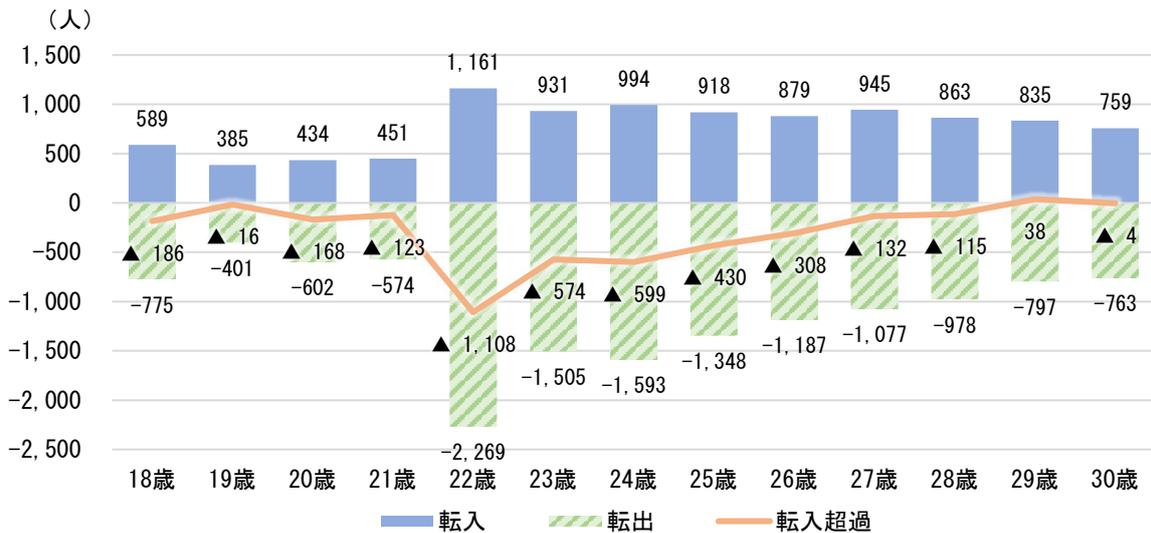


注) 県内総生産（生産側、名目）の値

資料：内閣府「県民経済計算（平成 23 年度-令和 2 年度）」

- ・20代の若い世代（生産人口）の転出が多くなっており（図表 2-10-5）、産業規模が比較的小さく、働く場が不足していることも影響していると考えられます。

◆図表 2-10-5 奈良県内の18歳～30歳の人口移動（県外流出）（令和5年）



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

～インターチェンジ周辺等での産業集積の促進～

- ・奈良県では、京奈和自動車道等道路交通網の整備を進めており、インターチェンジ周辺等での産業集積が期待されています。
- ・京奈和自動車道沿線の自治体と連携し、新たな産業用地を創出する「工業ゾーン創出プロジェクト」を進める等、県と市町村が連携し、工業ゾーンの創出に向けた取組を進めています。

◆図表 2-10-6 奈良県内での新たな工業ゾーン創出の取組

A	天理市	地区名 最寄りの自動車道 最寄りのIC	南六条東地区 京奈和自動車道 郡山南 IC
B	三宅町	地区名 最寄りの自動車道 最寄りのIC	三宅 IC 西側・東側地区 京奈和自動車道 三宅 IC
C	田原本町	地区名 最寄りの自動車道 最寄りのIC	十六面・西竹田地区 京奈和自動車道 (仮称)田原本 IC※整備中
D	葛城市	地区名 最寄りの自動車道 最寄りのIC	新村地区※詳細検討中 京奈和自動車道 御所 IC
E	御所市	地区名 最寄りの自動車道 最寄りのIC	御所 IC 工業団地 京奈和自動車道 御所 IC



資料：奈良県「奈良県企業立地ガイド（用地情報・立地環境編）」
※令和5年3月時点